

# 新庄墓園芝生墓地及び青山墓園普通墓地の使用者を募集します

新庄墓園芝生墓地及び青山墓園普通墓地の返還により生じた空き区画の使用者を募集します。

## 1 申込資格

盛岡市に住民登録があり、埋蔵する焼骨及び火葬許可証をお持ちの方。

ただし、既に墓地を使用している方（市営墓園に限らない）と他の墓地から改葬する方を除きます。

## 2 募集する墓地の区画

募集を行う墓地の区画は、次の12区画です。

### (1) 新庄墓園芝生墓地（10区画）

面積	区画番号	墓地使用料	墓地管理料
4 平方メートル (2m×2m)	4 墓域-242号 5 墓域-265号 5 墓域-297号 7 墓域-272号 8 墓域-263号 8 墓域-353号 9 墓域- 69号	76,000円	2,000円
6 平方メートル (2.45m×2.45m)	7 墓域-180号 8 墓域- 89号 8 墓域-103号	112,000円	3,000円

※参考倍率 前回 [4㎡] 0.96倍 (22名/23区画) [6㎡] 申込なし (0名/3区画)

前々回 [4㎡] 1.59倍 (27名/17区画) [6㎡] 申込なし (0名/1区画)

### (2) 青山墓園普通墓地（2区画）

面積	区画番号	墓地使用料	墓地管理料
3 平方メートル (2m×1.5m)	口墓域- 66号 ホ墓域-156号	204,000円	600円

※参考倍率 前回 [3㎡] 14倍 (14名/1区画)

前々回 [3㎡] 11倍 (11名/1区画)

## 3 使用者と使用区画の決定

(1) 使用者と使用区画は、保健所職員が抽選を行い、当選者を決定します。

(2) 当選者には、令和6年5月15日(水)以降に当選結果を通知します。通知は当選した方にのみ送付します。

## 4 当選後のお手続きについて

(1) 当選者へ当選結果通知と使用許可申請書を令和6年5月15日(水)以降に郵送しますので、必要事項を記入の上、火葬許可証明書の写し及び住民票の写し（世帯全員分で本籍の記載があるもの）を添付して、令和6年6月5日(水)までに市保健所へ提出していただきます。

(2) 書類提出後、令和6年6月7日(金)以降に墓地使用料及び年間管理料の納入通知書を送付しますので令和6年7月8日(月)までに指定金融機関の窓口で納付いただきます。なお、期限内に納付されない場合は、申込みは無効となります。

## 5 申込方法

申込みは、次により企画総務課又は新庄墓園で行ってください。（青山墓園では申込みできません）

(1) ご自分で現地を確認し、希望する墓地及び区画の面積を決めてください。各墓園の開園時間は午前9時から午後5時までです。

(2) 企画総務課、新庄墓園又は青山墓園で「墓地使用申込書」を受け取り、必要事項（氏名、住所、電話番号、埋蔵予定者、希望する墓地名、希望する区画面積）を記入して、令和6年5月2日(木)午後5時必着で次の方法により提出してください。（※電話での申込みは受け付けません。）

ア 企画総務課へ提出する場合は、直接お持ちいただくか、特定記録等の配達の送達過程が記録される郵送（配達証明含む）で郵送してください。

※企画総務課にお越しの際、市役所指定の民間駐車場をご利用された場合は、駐車券をご持参ください。1時間分の無料券を差し上げます。

イ 新庄墓園管理事務所へ提出する場合は、直接お持ちください。

(3) 「墓地使用申込書」を持参される場合の受付時間は、企画総務課は平日の午前8時30分から午後5時30分（※申込最終日の5月2日（木）は午後5時）まで、新庄墓園管理事務所は毎日午前9時から午後5時までです。

(4) 同一申込者が複数の区画を申込みことや、複数の申込者が、同一埋蔵予定者をそれぞれの埋蔵予定者として申込みすることはできません。

(5) 「墓地使用申込書」を提出した後に、希望する墓地及び区画の面積を変更することはできません。

## 6 その他（市営墓園を使用する際の注意事項等）

(1) 使用許可証交付後に墓地が不要になった場合は、墓地を市に返還してください（他人に譲渡又は転貸はできません。また、墓地使用権を生前承継することは原則できません。）。なお、返還された場合でも、使用料及び管理料（返還した年度まで収めていただきます。）はお返ししません。

(2) 管理料は、施設内共有部分の清掃、除草、除雪、緑地の維持補修及び施設修繕などに充てられます。

(3) 使用区画内については、個人の責任において除草、清掃及び除雪等を行ってください。

(4) 墓標等の設置基準は、次のとおりです。

（新庄墓園芝生墓地）

ア 墓標の形状及び寸法は、盛岡市墓園条例施行規則の別表（第8条関係）のとおりとすること。

イ 指定された墓標を除く囲障、上屋、墓誌その他の工作物は、設置しないこと。

ウ 盛り土は、しないこと。

エ 樹木は、植えないこと。

（青山墓園普通墓地）

ア 墓標の高さは、地面から2メートル以内とすること。

イ 盛り土の高さは、地面から50センチメートル以内とすること。

ウ 囲障の高さは、地面から1メートル以内とすること。

エ 上屋は、設置しないこと。

オ 樹木は、植えないこと。

(5) 新庄墓園芝生墓地では、卒塔婆及び卒塔婆立て等の設置は認めておりません。しかしながら、故人や先祖への供養の心をあらわすものとして供花と同様、一時的に卒塔婆の立掛けを行う方もいらっしゃいますが、供養がなされた後は速やかに持ち帰るか、指定の卒塔婆置き場に置くようお願いいたします。立掛けられたままの卒塔婆については、墓園管理事務所で供養の上、焼却処分します。

なお、風で卒塔婆が倒れ、他の墓石が破損した場合等は、使用者の方の責任となりますのでご注意願います。

(6) 墓地を使用している方が次のいずれかに該当するときは、墓地の使用許可を取り消すことがあります。

ア 管理料を3年以上滞納したとき。

イ 墓地を使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。

ウ 盛岡市墓園条例及び盛岡市墓園条例施行規則の規定に違反したとき。

(7) 使用者の住所又は使用者である者が不明となって8年間を経過すると墓地の使用権は、消滅します。

～ 問合せ先 ～

盛岡市保健所企画総務課 〒020-0884 盛岡市神明町3番29号 TEL019-603-8301

盛岡市新庄墓園 〒020-0803 盛岡市新庄字上八木田6番地 TEL019-651-4023

盛岡市青山墓園 〒020-0122 盛岡市みたけ一丁目2番1号 TEL019-641-6244

※管理人が不在のときは、新庄墓園に転送されます。

